

公益財団法人日本パラスポーツ協会  
暴力行為・不正行為等相談窓口の設置に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人日本パラスポーツ協会(以下「本会」という。)に相談窓口を設置し、本会倫理規程に基づき、スポーツの場における暴力行為を含むすべてのハラスメント行為、その他組織的又は個人的な不正行為等の早期発見、是正及び再発防止のための体制を整えることを目的とする。

(体制)

**第2条** 本会は、本条各項に定めるとおり相談窓口を設置する。

- 2 相談窓口の事務は、本会総務部が所掌する。
- 3 本会の管理責任者(統括常務理事)は相談窓口の担当者に対し、相談窓口の適切な運営のため必要な措置をとり、相談に係る事実関係に関し調査を命ずる。
- 4 本会は、相談窓口を適切かつ効果的に運営するため、事務の全部又は一部をホーガン・ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業(以下「ホーガン・ロヴェルズ」という。)に委託することができる。
- 5 委託を受けた者は、本会総務部と連携を密にし、相談窓口が受け付けた相談の内容及び相談の対応状況について、随時、本会総務部に報告する。また、本会総務部から報告を求められた場合は、それに対応することとする。
- 6 相談窓口の連絡先及び対応方法は以下に掲げるとおりとする。

<本会相談窓口> 公益財団法人日本パラスポーツ協会総務部  
(電話)080-7801-6611  
(電話対応時間)平日 10:00-12:00 13:00-17:00  
担当者不在、時間外は留守番電話による対応  
(FAX)03-5641-1213

<外部相談窓口> ホーガン・ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業  
(電話)03-5157-8210  
(電話対応時間)平日 10:00-12:00 13:00-17:00  
(FAX)03-5157-8289

(相談対象事項)

**第3条** 相談窓口は、本会倫理規程第4条に定める事項に違反し又は違反するおそれのある行為(以下「違反行為等」という。)に関する相談を対象とする。ただし、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の仲裁又は調停手続き、若しくは裁判所に係属中の事件に関する事項は相談の対象から除かれる。

- 2 相談窓口は、前項本文に定める相談の対象以外の事項に関する相談、若しくは個人の職務外の行為、私怨、誹謗中傷又は不当な不平不満のいずれかに該当することが明らかであると相談窓口が判断した相談には対応しない。

#### (利用者の範囲)

**第4条** 相談窓口を利用できる者(以下「利用者」という。)は以下に掲げる者とする。

- ① 本会倫理規程第2条に定める者(本会役職員、本会諸制度に基づき登録・加盟・委嘱を行っている者を含む。)
- ② 本会登録団体及び加盟競技団体の役職員及びその関係者(選手及び指導者を含む。)
- ③ 本会が認定する強化指定選手及びその関係者
- ④ パラリンピック競技大会及び同競技大会に相当する競技大会の出場選手及びその関係者

#### (利用方法)

**第5条** 相談窓口の利用は、第2条第5項記載の連絡先への電話、FAX、書面又は面談により行うものとする。

本会は、前項の利用方法について、本会ホームページや情報誌「No Limit」等に掲載し、その周知徹底を図るものとする。

#### (対応)

**第6条** 相談窓口は、相談を受けた場合速やかに必要な対応を取るものとする。

- 2 相談窓口の利用又は相談の内容により利用者に対しいかなる不利益な取扱いもなされてはならない。相談窓口は、利用者に対し不利益な取り扱いがなされることのないよう配慮し、相談を受けた際は利用者に対しその旨を説明する。
- 3 相談窓口は利用者の氏名、連絡先その他の個人情報及び相談内容の秘密の保持に十分配慮する。
- 4 相談窓口は相談内容に係る事実について、違反行為等の行為者及び関係者の氏名及び違反行為等の概要について聴取し、出来る限り当該違反行為等があったことが認められる具体的な事実関係を明らかにするよう努める。
- 5 本会及び相談窓口は、相談を受けた事項について必要があると認める場合には、利用者及び関係者から追加で必要な事項の聴取を行い、その他違反行為等に関する事実関係を明らかにするための調査(この規定において「事実調査」という。)を行うものとする。
- 6 利用者の相談に対して本条第4項の定めに従い適切な聴取に努めたにもかかわらず、相談窓口において利用者の連絡先を確知できない場合、違反行為等の概要を把握できない場合、その他この規程に基づく事実関係の調査その他の対応を取ることが困難である場合には、本会がかかる対応を取る義務を負わない。
- 7 相談窓口は調査結果を管理責任者に報告する。

(情報等の保護)

- 第7条** 本会及び本規程に定める相談窓口の事務に携わる全ての者は、利用者の個人情報、相談窓口の利用及び相談の内容に関する情報、並びに事実調査の過程で知り得た一切の事実を、善良な管理者の注意を以って秘密として取扱い、外部に漏洩又は開示してはならない。ただし、相談窓口の事務又は事実調査の委託を受けた者で、次項に定める守秘義務を負う者への開示についてはこの限りでない。
- 2 本会は、相談窓口の事務及び事実調査の全部又は一部を外部に委託する場合は、委託先に対しても前項本文に定める守秘義務を課すものとする。
  - 3 故意又は過失により第1項の定め反して同項に定める事項を外部に漏洩又は開示した者には、本会所定の規程等に従って相当な処分を課す。
  - 4 本会、加盟団体及び登録団体は、利用者が相談窓口を利用したことを理由として当該利用者及び関係者に対し不利益な取扱いを行ってはならない。

(結果の取扱い)

- 第8条** 本会は、相談者から結果について照会があった場合は、本会が当該相談に基づきとった対応の有無及びその内容を丁寧に説明するものとする。ただし、個人情報や本会が不適切と判断した内容についてはこの限りではない。
- 2 相談者以外の者からの結果の照会には原則としてこれに応じないこととする。ただし、本会が必要と認めた者からの結果の照会については、全部又は一部を説明することができる。

(その他)

- 第9条** この規程に定めるものの他、この規程の実施のために必要な事項は、本会倫理委員会において定める。

附則

- 1 この規程は、平成 28(2016)年 10 月 28 日から施行する。
- 2 令和 3 年 10 月 1 日 名称変更